

別表（第8条関係）

補助対象となる経費の内訳

経費名		内容
運 営 費 補 助 金	1 人件費	業務に直接関与する者の作業時間に支払われる経費
	2 謝金	外部講師への謝金等
	3 旅費	交通費費用弁償
	4 食糧費	認知症カフェの実施に伴うお茶、食材料費等（酒類、スタッフ会議の弁当代等は対象外とする。）
	5 需用費	事務用品等の物品購入費（文具等の消耗品、パンフレット等の印刷製本費） 光熱水費（冷暖房費を含む。）
	6 役務費	切手・はがき代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料等
	7 使用料及び 賃借料	認知症カフェ設置に係る会場借り上げ料等 駐車場借り上げ料 認知症カフェに必要な機材の借り上げ費用等
	8 備品購入費	認知症カフェに必要な備品の購入費
初期費用補助金（開設初年度に限る。）		認知症カフェの開設に必要なもの

注 上記費用で不明な点があれば、事前に市に確認すること。